

函 競 事

令和3年(2021年)9月8日

議 員 各 位

競 輪 事 業 部 長

資 料 の 配 付 に つ い て

このことについて、令和3(2021)年度函館市自転車競走事業特別会計予算が、令和3年9月10日から開催予定の、第10回市営函館競輪において、事業収入のうち車券発売代金の既定予算額を超過することに伴い、払戻金などの直接必要とする経費の予算額に不足を生じるため、令和3年9月8日付けで地方自治法第218条第4項および函館市特別会計条例第2条の規定により弾力条項を適用することといたしました。

つきましては、このことに関する資料を下記のとおり配付いたしますので、よろしく願いいたします。

記

ページ

- 令和3(2021)年度函館市自転車競走事業特別会計の
弾力条項適用について・・・・・・・・・・ 1～4

令和3(2021)年度函館市自転車競走事業特別会計の弾力条項適用について

- 令和3(2021)年度函館市自転車競走事業特別会計予算について、事業収入のうち車券発売代金の既定予算額は、22,200,000千円ですが、年間開催日数61日のうち、令和3年8月25日現在で、40日終了時の実績額は、19,905,403千円に達しており、これに残り21日の見込額を加えますと、車券発売代金決算見込額は、26,700,000千円となります。

このまま推移いたしますと、第10回(9月10日～12日)において、既定予算額を超過することになり、払戻金などの直接必要経費も増となり、歳出予算に不足を生じるため、令和3年9月8日付けで地方自治法第218条第4項および函館市特別会計条例第2条の規定(資料)により弾力条項を適用することといたしました。

適用にあたりましては、車券発売代金決算見込額に基づき、既定の歳入歳出予算額22,297,042千円に歳入歳出それぞれ4,500,000千円を増額し、弾力条項適用後の歳入歳出予算の総額を26,797,042千円とするものであります。

○ 弾力条項適用概要

歳入

(単位：千円)

事項名	既定額	弾力条項適用額に係る財源充当額	計
車券発売代金増	22,200,000	4,500,000	26,700,000
弾力条項を適用されなかった事項に係る額	97,042		97,042
歳入合計	22,297,042	4,500,000	26,797,042

歳出

(単位：千円)

事項名	既定額	弾力条項適用額	計
函館競輪開催業務等委託料(債務負担行為分)増	777,326	172,992	950,318
サイクルテレホン事務センター運営委託料増	61,041	8,039	69,080
負担金増	201,154	26,144	227,298
競輪振興法人交付金増	448,684	101,689	550,373
払戻金増	16,616,700	3,368,250	19,984,950
臨時場外車券売場開設経費増	2,515,694	822,886	3,338,580
弾力条項を適用されなかった事項に係る額	1,676,443		1,676,443
歳出合計	22,297,042	4,500,000	26,797,042

○ 弾力条項適用内訳

1. 歳入

- ・車券発売代金の決算見込額については、第9回前節までの40日間の実績額と、第9回後節～第13回の21日間の見込額で算出した。

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 40日間 B	見込額 21日間 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本 場	208,425	115,942	33,866	149,808	△ 58,617
サテライト松風	49,397	24,630	14,166	38,796	△ 10,601
電話投票(CTC)	4,859,896	4,064,966	1,435,034	5,500,000	640,104
重勝式投票	61,000	37,724	23,276	61,000	0
※ 臨時場外	17,021,282	15,662,141	5,288,255	20,950,396	3,929,114
合 計	22,200,000	19,905,403	6,794,597	26,700,000	4,500,000

※場間場外、専用場外、インターネット(民間ポータルサイト)による売上

2. 歳出

- ・車券発売代金の増加により、業務の遂行に直接必要な次の経費について弾力条項を適用する。

(単位：千円)

事 項 名	既定額	弾力条項 適用額	計
函館競輪開催業務等委託料(債務負担行為分)	777,326	172,992	950,318
サイクルテレホン事務センター運営委託料	61,041	8,039	69,080
負担金	201,154	26,144	227,298
全国競輪施行者協議会負担金	179,481	26,144	205,625
競輪振興法人交付金	448,684	101,689	550,373
払戻金	16,616,700	3,368,250	19,984,950
臨時場外車券売場開設経費	2,515,694	822,886	3,338,580
弾力条項を適用されなかった事項に係る額	1,676,443		1,676,443
計	22,297,042	4,500,000	26,797,042

○ グレード別売上実績・見込額

G II (特別競輪)

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 3日間 B	見込額 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本場・サテライト松風	91,605	54,801		54,801	△ 36,804
電話投票(C T C)	900,002	1,077,768		1,077,768	177,766
重勝式・臨時場外	3,408,393	3,806,097		3,806,097	397,704
合 計	4,400,000	4,938,666		4,938,666	538,666

G III (記念競輪)

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 4日間 B	見込額 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本場・サテライト松風	67,501	40,561		40,561	△ 26,940
電話投票(C T C)	762,037	968,072		968,072	206,035
重勝式・臨時場外	3,970,462	3,760,345		3,760,345	△ 210,117
合 計	4,800,000	4,768,978		4,768,978	△ 31,022

F I ナイター

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 12日間 B	見込額 9日間 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本場・サテライト松風	64,286	34,291	27,374	61,665	△ 2,621
電話投票(C T C)	1,664,142	1,022,806	857,454	1,880,260	216,118
重勝式・臨時場外	4,783,392	3,425,496	2,794,102	6,219,598	1,436,206
合 計	6,511,820	4,482,593	3,678,930	8,161,523	1,649,703

F II ナイター

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 6日間 B	見込額 9日間 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本場・サテライト松風	34,430	10,919	20,658	31,577	△ 2,853
電話投票(C T C)	555,505	182,910	389,973	572,883	17,378
重勝式・臨時場外	1,522,385	776,708	1,708,967	2,485,675	963,290
合 計	2,112,320	970,537	2,119,598	3,090,135	977,815

F II ミッドナイト

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 15日間 B	見込額 3日間 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本場・サテライト松風				0	0
電話投票(C T C)	978,210	813,410	187,607	1,001,017	22,807
重勝式・臨時場外	3,397,650	3,931,219	808,462	4,739,681	1,342,031
合 計	4,375,860	4,744,629	996,069	5,740,698	1,364,838

総計

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 40日間 B	見込額 21日間 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本場・サテライト松風	257,822	140,572	48,032	188,604	△ 69,218
電話投票(C T C)	4,859,896	4,064,966	1,435,034	5,500,000	640,104
重勝式・臨時場外	17,082,282	15,699,865	5,311,531	21,011,396	3,929,114
合 計	22,200,000	19,905,403	6,794,597	26,700,000	4,500,000

○函館市特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により，次の各号に掲げる特別会計を，当該各号に定める目的のため設置する。

(3) 自転車競走事業特別会計 自転車競走事業

(弾力条項の適用)

第2条 前条第3号に掲げる特別会計については，地方自治法第218条第4項の規定を適用することができるものとする。

○地方自治法

(補正予算，暫定予算等)

第218条第4項 普通地方公共団体の長は，特別会計のうちその事業の経費を主として当該事業の経営に伴う収入をもって充てるもので条例で定めるものについて，業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは，当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費（政令で定める経費を除く。）に使用することができる。この場合においては，普通地方公共団体の長は，次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

○地方自治法施行令

(弾力条項の適用できない経費)

第149条 地方自治法第218条第4項に規定する政令で定める経費は，職員の給料とする。